

## ●●● 報道被害無料相談会

### インターネットによるプライバシー権侵害等の相談が急増

#### ●東京三会合同で、6年ぶりの相談会開催

2007年3月7日午前10時～午後7時、霞が関の弁護士会館において、東京三弁護士会合同による「報道被害無料相談会」を行なった。形式は、電話による相談、直接面談での相談の2とおりで、三会から計26名の弁護士が相談員として参加した。

弁護士会の報道被害法律相談については、東京三会と日弁連との合同で、2001年に平日、休日の2日をかけて行なわれ、その際、テレビ、雑誌等、メディア関連の名誉毀損・プライバシー権侵害に関わる相談が多く寄せられた。今回は、この相談会から約6年経過しての開催となった。

#### ●インターネット関連相談への対応を強化

この6年の間の社会の変化により、名誉毀損・プライバシー権侵害等の問題を考える上で、避けては通れない存在となったのが、インターネットを通じての人権侵害の問題だと思われる。前回の相談会においても、インターネット関連の相談を受け付けてはいたが、今回は、いわゆるマスメディアによる人権侵害の問題に加え、インターネットによる人権侵害についても受け付けることを明確に伝える事前広報活動を行なった。また、全相談時間を通じて、インターネット問題に特に精通した会員が待機し、インターネット関連事件に対する特別な対応についてのアドバイスも充実させることを心掛けた。

今回の相談会に寄せられた相談は1日で22件にも上ったが、特徴としては、新聞、テレビ、雑誌についての相談が1件ずつしかなかった反面、インターネット関連の相談が15件にも上ったという点である。前回、2001年の相談会の際は、東京では2日で約30件の相談が来たが、そのうちインターネット関連の相談はわずか3～4件だったことを考えると、インターネットを通じてのプライバシー権侵害等のトラブルが、この数年で大幅に増加したことが窺える。



#### ●定期的開催で相談会の定着を

他方、前回、東京だけで20数件の相談を受け、今回も多くの相談が寄せられるであろうと予測していたマスメディアに関する相談が非常に少なかったことは、極めて意外な結果であった。相談会開始直後、相談を担当した弁護士が集まり相談内容検討会を開催した際にも、この点についての議論がなされ、「広報が不十分だったのではないか」、あるいは、「『報道被害』という概念が定着し、被害者はすぐに弁護士等に相談し救済を求めるようになったために、このような電話相談を利用する必要性が減少したのではないか」といった意見も出されたが、原因の分析は今後の課題だと思われる。

いずれにしても、多数の相談が寄せられたことを考えると、このような相談会を開催する必要性は高いと思われる。前回の相談会から6年も空いてしまったことについては反省すべき点であり、今後は、1年、あるいは、半年に1度のペースで定期的開催していくことで、このような相談会を定着させ、より多くの人々がアクセスできる相談会にしていく必要性を感じている。

(人権擁護委員会 報道と人権部会部会長 西岡 弘之)

## ●●●「北朝鮮人権白書 2006」(大韓弁護士協会発刊)勉強会 脱北者100名から聴き取り、具体的な人権侵害実態が明らかに

### ●人権白書の翻訳と勉強会開催



2006年9月、大韓弁護士協会(わが国での日弁連に相当)は、脱北者100名からの聴き取り調査を行ない、初の「北朝鮮人権白書2006」を発刊した。

弁護士による北朝鮮人権問題の体系的報告書は、実際に、1988年アメリカのミネソタ弁護士会国際人権委員

会が人権NGOアジア・ウォッチと共編で「北朝鮮の人権」(連合出版、小川晴久・川人博訳)を刊行して以来である。

当会人権擁護委員会国際人権部会は、専門家の協力を得て、この人権白書を日本語に翻訳し、2007年3月19日、同白書発刊に携わった李科娥<sup>イ・トッア</sup>弁護士(写真)を招いて、弁護士会館5階会議室で勉強会を開催した。

### ●白書発刊の経緯

大韓弁護士協会は毎年人権白書を発刊し、国内社会・政治に大きな影響を与えてきたが、北朝鮮の人権問題については、客観的資料の入手の困難さと政治的背景から、取り上げられてこなかった。しかし、北朝鮮人権問題に国連等国際社会の関心が高まる中で、弁護士会内で反省が生まれ、人権問題について政治的考慮に縛られることなく、弁護士会が客観的な資料を提供することが必要として、北朝鮮人権白書を初めて発刊するに至ったのである。

### ●具体的な人権侵害実態

人権白書の中では、2000年以降の脱北者から聴取した、最近の具体的な人権侵害実態が明らかとなっている。

最も深刻なのは食料権である。被調査者のうち3～4割は海外から食料援助がなされていることを知ってはいたが、そ

の配給はきちんと受けられていない。

脱北過程では、第三国で身柄拘束を受け、侮辱暴言や暴行を受けた後、北朝鮮に送還されている実態や、中国内で韓国人と接触したり教会へ出入りしていた場合に、送還後即決で死刑となる現状も報告された。

女性については、男女間の不平等、家庭内暴力・セクハラ等の深刻さ、拘禁施設内での強制墮胎の横行、国外脱出に伴う人身売買・売春等が報告された。

刑事手続では、弁護人選任権や黙秘権は告知されず、拘禁施設では侮辱暴言、性的苦痛、身体的拷問を受け、裁判も不公正である。また、政治犯収容所における強制労働の強度の高さ、拷問と虐待、そしてわずか一握りのトウモロコシで完全に人間がコントロールされている状況等についても報告された。

以上の他にも、人権白書では、子ども、障害者、拉致被害者等、多くの人権問題について実に詳細に触れられている。

### ●白書発刊の影響と日本の取り組み

現在、この人権白書は、韓国内の各所で基本的資料として参照され、国際社会に向けても、韓国の取り組みの1つとしてアピールされている。同人権白書は、翌年度以降も継続して発刊される予定とのことである。

勉強会では、日本のNGO「北朝鮮難民救援基金」の加藤博理事長から、現在の日本の脱北者支援の状況等の報告もなされた。現在日本にも百数十名の脱北者がおり、今後も増加が予想される。また、拉致問題、在日コリアンの北朝鮮帰国事業問題、日本人妻問題等、現在もなお継続し解決されなければならない問題が多い。

日本の法律家も北朝鮮の人権問題について積極的に取り組み、そして各国との連携を深めていかなければならないと痛感させられる勉強会であった。

(人権擁護委員会委員 山下 敏雅)